

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第243号

第1 審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年3月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「特別採捕の許可及び漁業権許可申請の案内書類又は許認可書類までの関係書類（○○漁業協同組合及び○○漁協）含む書類全部（H28年以後）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和5年3月14日、実施機関は、審査請求人に確認することにより、本件請求に係る公文書を「組合に対して申請期間等を通知した文書」、「組合からの申請書類」、「申請に対する決定」と特定した。

2 実施機関の決定

令和5年5月11日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、「区第86号、区第87号及び区第137号に係る免許漁業原簿及び漁場図」については、「謄本又は抄本の交付及び閲覧の請求について漁業登録例施行規則第6条において定められているため」を理由し、「平成28年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類」及び「平成29年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類」については、「文書保存期限である5年を経過しており、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和7年3月24日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

桑野川の伯父の土地の上に漁業権を設定した件が身勝に都合の悪い書類を隠している為、全部出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

令和5年3月14日、審査請求人に架電し、公開請求する公文書は組合に対して申請期間等を通知した文書、組合からの申請書類及び申請に対する決定書類であることを特定した。

公開請求のあった文書のうち請求を拒否した部分は、謄本又は抄本の交付及び閲覧の請求について、所定の手続きや手数料が定められている漁業権原簿及び漁場図、平成28年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類及び平成29年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類である。

まず、免許漁業権原簿及び漁場図の謄本又は抄本の交付及び閲覧の請求について、漁業登録令第10条第3項において、免許漁業原簿の付属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適応しないことが定められており、漁業登録令施行規則第6条及び徳島県農林水産関係手数料条例第2条及び第3条において、その請求書を登録庁に提出し、申請等の際に手数料を納付しなければならないため、請求拒否とした。

また、平成28年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類及び平成29年度しらすうなぎ特別採捕に係る書類について、文書保存期限である5年を経過しており、書庫等を探索したが文書が不存在であるため、請求拒否とした。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和7年 3月24日	諮問
令和7年 8月27日 第3部会（第23回）	審議
同 年 9月25日 第3部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件審査請求の適法性について

第2の2のとおり、本件処分が令和5年5月11日に行われているところ、これに

対する本件審査請求は同年8月23日に行われているから、本件審査請求が、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間内に行われた適法なものかどうかを以下検討する。

2 審査請求期間について

(1) 「処分があったことを知った日」について

行政不服審査法第18条第1項は、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないと規定している。

「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実に知った日を指すものであつて、抽象的な知り得べき日を意味するものでないと解するを相当とする。もっとも、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定される（最高裁判所昭和27年11月20日第一小法廷判決）とされている。

(2) 本件審査請求における「処分があったことを知った日」について

審査会が確認したところ、実施機関は、令和5年5月11日に本件処分の通知書を郵便で発送している。

通知書が返送されておらず、審査請求人が本件処分に対する審査請求を行っていることから、審査請求人は通知書を受け取っているものと認められる。

郵便局ホームページによると、実施機関から審査請求人の住所への郵便は、差出日の翌々日に配達されることからすると、令和5年5月11日の翌々営業日である同月15日には審査請求人の住所に配達され、社会通念上処分のあったことを審査請求人の知り得べき状態に置かれたものと認められる。

審査請求人は、処分があったことを知った日を、令和5年8月23日と審査請求書に記載しているが、処分の通知書が配達されてから3か月以上も経過した同日に処分があったことを知ったとする事情について特に反証はなされておらず、審査会の調査によっても、そのような事情は認められなかった。

したがって、審査請求人が、処分があったことを知った日を令和5年8月23日と審査請求書に記載したことだけをもっては、令和5年5月15日に処分があったことを知ったとの推定を覆すことはできず、同日が、本件審査請求における「処分があったことを知った日」となる。

(3) 審査請求期間について

本件審査請求における審査請求期間の起算日は、「処分があったことを知った日」の翌日である令和5年5月16日であるから、同日から起算して3か月を経過する同年8月15日までが行政不服審査法第18条第1項本文に規定する審査請求期間である。

審査請求人は同項ただし書の「正当な理由」について何らの主張をしておらず、審査会の調査によっても「正当な理由」があることを確認することができなかつたため、審査請求期間に審査請求をしなかつたことについて「正当な理由」があると認めるることはできない。

したがって、本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間を経過した後になされた不適法なものである。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	